

## 佐呂間町物価高騰対策給付金（令和6年度 子ども加算給付金）について

令和5年度の低所得世帯を対象とした給付金（7万円・10万円）の支給対象とならず、令和6年度の定額減税前の状況で、今年度から新たな「住民税非課税」または「住民税均等割のみ課税」となる世帯に対し1世帯あたり10万円を支給いたしますが、この内、世帯の中に18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童がいる場合、児童1人につき5万円の給付金を加算支給します。

### 支給対象者

次の2つの要件を満たしている世帯の世帯主とします。

- ・令和6年度物価高騰対策給付金（新たな住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯）の支給対象世帯であること
- ・世帯員の内、18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童がいること

### 支給額

#### 児童1人につき5万円

※本給付金は「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、所得税等の課税および差し押さえの対象となりません。

### 支給手続き

9月上旬より、支給対象と思われる方に対し子供加算給付金のご案内を送付しています。同封している「物価高騰対策給付金支給要件確認書」の提出により、確認させていただいた口座に振込みます。

### 申請期限

令和6年10月31日（木） ※当日消印有効

### 振り込め詐欺などにご注意ください。

佐呂間町や国の機関が給付のために手数料の振込みを求めることは絶対にありません。ATMの操作をお願いすること、プリペイドカード等によりコンビニエンスストアで料金の支払いを依頼することは絶対にありません。不審な電話や郵便があった場合には、下記の担当や最寄りの警察署、警察相談専用窓口（#9110）にご連絡ください。

### 【担当窓口】

佐呂間町保健福祉課社会福祉係

電話 01587-2-1212 電子メール fukushi@town.saroma.hokkaido.jp